

乳児等通園支援事業の設備及び運営等に関する基準細目

令和7年4月30日

杉並第3196号

改正

令和8年9月30日杉並第35840号

乳児等通園支援事業を行う者並びにその設備及び運営等に関する基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）その他の関係法令、杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年杉並区条例第7号。以下「条例」という。）及び杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例第24条の一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準を定める規則（令和7年杉並区規則第32号。以下「規則」という。）並びに「乳児等通園支援事業の認可等について」（令和7年2月26日付けこ成保発第154号こども家庭庁成育局長通知）、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（令和7年2月12日付けこ成保発第120号こども家庭庁成育局長通知）その他の国の乳児等通園支援に関する各種通知に定めるところによるほか、下記のとおりとする。

なお、国の乳児等通園支援に関する各種通知に記載の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」（令和7年内閣府令第1号）の各条項については、それぞれ条例又は規則の相当する条項に読み替えるものとする。

記

1 乳児等通園支援事業を行うために必要な経済的基礎（法第34条の15第3項第1号関係）

（1）「乳児等通園支援事業の認可等について」第1の2（2）ア前段により乳児等通園支援事業を営営するために事業規模に応じた必要な経済的基礎があると認める場合は、次のいずれにも該当する場合であること。

ア 乳児等通園支援事業を行うために必要な土地又は建物について、原則として、所有権を有し、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。これらについて、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合は、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知）に照らして、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できること。

（ア）貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。ただし、建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合等は、この限りでない。

（イ）賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

（ウ）賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(エ) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

イ 事業計画に基づいて乳児等通園支援事業の安定的な運営が可能（乳児等通園支援事業の年間事業費の1/2分の1以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること及び今後5年間の収支予算書の内容が適正であることを目安とする。）であること。

ウ 直近3年分の法人税（申請者が個人の場合にあつては、所得税）について、未納税額がないこと。

エ 直近3年間に於いて、法人税（申請者が個人の場合にあつては、所得税）について、滞納処分を受けていないこと。

オ 直近の会計期間に於いて、申請者の財務内容について、債務超過となっていないこと。

カ その他乳児等通園支援事業を営むために必要な経済的基礎がないと認められる事情がないこと。

(2) 申請者が他事業を行っている場合については、直近の会計年度に於いて、乳児等通園支援事業を営む事業以外の事業を含む当該者の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

2 社会的信望（法第34条の15第3項第2号関係）

乳児等通園支援事業を行う者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員とする。）が杉並区暴力団排除条例（平成24年杉並区条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団関係者その他これに準ずる者である場合には、社会的信望を有するとはいえないこと。

3 実務を担当する幹部職員（法第34条の15第3項第3号関係）

(1) 「乳児等通園支援事業の認可等について」第1の2(2)ウ①の保育所等において2年以上勤務した経験を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者は、社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に2年以上従事した経験を有する者であつて、国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長等研修を受講し、修了した者その他区長がこれに準ずる者として適当と認める者をいうこと。

(2) 1月当たりの利用定員が20人以上の場合にあつては、「乳児等通園支援事業の認可等について」第1の2(2)ウ②に掲げる要件を満たす必要があること。なお、1月当たりの利用定員が20人未満の場合にあつて、当該要件に定める運営委員会を設置しないときは、年1回以上、乳児等通園支援事業の利用者に対するアンケートを実施し、その結果を公表すること。

4 第三者評価の実施（条例第6条第3項及び第4項関係）

定期的に外部の者による評価を受けるように努めること。外部の者による評価を受けない場合にあつては、年1回以上、乳児等通園支援事業の利用者に対するアンケートを実施し、その結果を公表すること。

5 乳児等通園支援事業所の構造設備（条例第6条第5項及び第6項、第7条第1項関係）

(1) 非常口は、火災等の非常時に利用乳幼児の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること。

ア 乳児等通園支援事業所は、非常口を2か所設置するとともに、一方の避難路上で火災が発生した場合等に、もう一方の避難路が使用できなくなるような事態が生じないように、2方向の避難路を確保すること。

イ 非常口は、乳児等通園支援事業所に設置される出入口を指すこと。

ウ 非常口は、建物全体を乳児等通園支援事業所が専用する場合にあつては、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）の各室及び当該建物にそれぞれ2か所以上設置されている必要があり、複合ビルの一部分を乳児等通園支援事業所として使用する場合にあつては、各保育室等、乳児等通園支援事業所部分及び当該建物にそれぞれ2か所以上設置されている必要があること。

エ 避難路は、各保育室等から建物外に出て公道まで退避できるものとし、2経路以上確保すること。なお、経路の重複は、不可とすること。

オ 避難路は、幅1.5メートル以上を確保することが望ましいこと。

カ 「建物からの2か所の非常口」及び「公道への2か所の最終的な避難位置」のいずれについても、原則として10メートル以上離れていること。乳児等通園支援事業所の構造上これが難しい場合には、可能な限り距離を確保すること。

(2) 乳児等通園支援事業所が新築の場合又は乳児等通園支援事業所を開設するに当たって室内環境に影響を及ぼす改修工事、什器の入替え等を行った場合には、乳児等通園支援事業所の室内化学物質を測定するとともに、必要な対策を講じ、安全性を確認すること。

ア 測定対象の化学物質は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンとすること。

イ 作業環境測定機関等の厚生労働省が定める室内空气中化学物質の標準的測定方法により検査することができる機関に依頼して測定すること。

ウ 各保育室等において、厚生労働省が定める室内空气中化学物質の標準的測定方法により測定すること。この場合において、次に掲げる事項について留意すること。

(ア) 日常の使用状況を想定し、利用乳幼児の呼吸する高さに合わせて空気を採取すること。

(イ) 測定の際は、換気装置を停止させること。ただし、常時稼働させる換気装置については、この限りでない。

(ウ) 窓際、出入口又は送風口の付近を避け、可能な限り、部屋の中央付近で測定すること。

(エ) 100平方メートル以下の部屋については1か所、100平方メートルを超える部屋については最低2か所測定すること。

エ 厚生労働省が定める室内空气中化学物質の室内濃度指針値以下であることを確認すること。なお、測定の結果、これを超えていた場合、原因を調べ、改善のための対策を講じるとともに、測定結果及び対策状況について、関係者に説明又は公表をすること。

オ エ後段の規定により改善のための対策を講じた後、アからエまでに定めるところにより再度乳児等通園支援事業所の室内化学物質を測定すること。

カ 室内化学物質の低減のため、竣工予定日から乳児等通園支援事業の開始まで2週間以上の期間を確保するとともに、開設までの間には、換気装置を使用し、又は定期的に窓開け等を行い、十分に外気を取り入れること。

(3) 施設設備の安全性を確保するため、次に掲げる事項について配慮されていること。

ア 指つめ防止策 利用乳幼児の安全を確保するため、保育室等の出入口、利用乳幼児用便所、ベビゲート等の利用乳幼児が通常出入りする戸、扉等について、必要に応じて指つめ防止の措置を施すこと。この場合において、利用乳幼児が出入りする場所については、利用乳幼児の手が届く高さまでの範囲について、対応が必要であること。

イ 不審者の侵入防止策及び利用乳幼児の飛出し等の防止策

(ア) 不審者の侵入を防止するため、乳児等通園支援事業所の出入口は、施錠を行うこと。また、施設に入る際に顔等により人物を確認できるようにすること。

(イ) 出入口は、モニタ及びオートロックの設置を基本とし、外部からの侵入を防ぐとともに、誤って利用乳幼児が乳児等通園支援事業所の外に出ることのないように安全が確保された設備構造とすること。

(ウ) フェンスは、利用乳幼児の飛出し及び不審者の侵入の防止に配慮した構造にすること。

ウ 照明器具等の落下防止策及び飛散防止策並びに備品等の転倒防止策

(ア) 地震や遊具等がぶつかること等による落下や破損時の被害を最小限に抑えるため、保育室等、利用乳幼児用便所、玄関等の利用乳幼児が通常立ち入る部分にあるガラス、照明器具（ダウンライトを含む。）、鏡等について、落下防止策及び飛散防止策が講じられていること。この場合において、ガラスは、使用場所及び使用目的に適したものを選択するよう配慮すること。

(イ) 棚やロッカー等の備品について、転倒防止策を講じること。

(ウ) 棚上に置かれたもの等については、落下防止策を講じること。

(エ) つり戸棚については、耐震ラッチ等による落下防止策が講じられていること。

エ ガラスへの衝突防止 ガラスを用いた窓や扉等については、柵等を設置すること等により、衝突の防止を図ること。また、無色透明なガラスについては、シールを貼ること等により、利用乳幼児がガラスを認識できる工夫を行い、衝突防止を図ること。

オ 建具等の面取り等 保育室等、利用乳幼児用便所、玄関等の利用乳幼児が通常立ち入る部分にある柱、建具、棚等について、利用乳幼児がけがをしないように面取り等を施すこと。また、突起物等に対する安全性に配慮すること。

カ 感電防止 コンセントについては、利用乳幼児の手の届かない場所への設置、カバーやシャッター付きのものとすること等により、利用乳幼児の安全性を確保すること。この場合において、カバー等を取り付けることによる突起等に対する安全性についても配慮すること。

キ 転落防止策

(ア) 保育室等、階段、廊下、便所、ベランダ、屋上等の利用乳幼児が出入りし、又は通行する場所には、利用乳幼児の転落を防止するための柵等を設け、又は窓の開閉を利用乳幼児が行えないようにする等の設備を設けること。階段については、利用乳幼児が1人で昇降しないよう降り口に利用乳幼児が開閉できない柵を設ける等、利用乳幼児の転落防止に十分留意すること。

(イ) 転落防止用の柵等については、利用乳幼児が乗り越えることができないよう縦格子柵等とし、柵の高さは足がかりから120センチメートル以上、幅は内法8センチメートル以下を基本とし、利用乳幼児の安全を確保すること。

(ウ) 窓の近くやベランダに足がかりとなるようなものを置かないこと。

ク 進入防止策 利用乳幼児が通常出入りしない事務室、倉庫、収納、パイプスペース、ダクトスペース等の場所については、利用乳幼児が誤って立ち入ることのないよう手の届かない位置に鍵を設置する等の対応を図ること。また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、利用乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置等の対策を講じること。

ケ 階段等の安全対策 階段、傾斜路等には、利用乳幼児が安全に使用することができる手すりを設置すること等により、利用乳幼児の安全性を確保するとともに、災害発生時の避難における安全の確保に万全を期すること。

コ 覗き見防止策 人権への配慮、防犯等の観点から、外部から乳児等通園支援事業所の内部が容易に覗けないよう対応を図ること。この場合において、保育室等には、ガラス面に目隠し用のフィルムを貼付すること等により対策を講じること。

サ 開き戸の安全対策 保育室等内に面した扉は、引き戸が望ましいこと。スペースの都合上、保育室等側に開く扉を設置する場合は、扉に窓を設置して、利用乳幼児がいないか確認できる構造とすること。

(4) 保育室等その他の利用乳幼児が使用する場所については、十分な採光及び換気を確保すること。

6 苦情への対応（条例第20条、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第82条関係）

1月当たりの利用定員が20人以上の場合にあつては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日付け障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知）別紙「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」に基づく苦情解決の仕組みを設けること。1月当たりの利用定員が20人未満の場合であっても、これに準じて苦情解決の仕組みを設けるよう努めること。

7 一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準（条例第24条、規則関係）

(1) 保育室等については、規則第2号、第3号又は第6号の規定による面積を、乳児等通園支援に有効な面積（部屋の内法面積から乳児等通園支援に有効でない面積を除外した面積をいう。）として確保すること。なお、乳児室又はほふく室の面積基準の取扱いについては、「「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」の留意事項について」（平成23年10月28日付け雇児保発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の例によること。

(2) 規則第8号ウ及び第9号カの乳幼児の転落事故を防止する設備については、5（3）キを満たすものであること。

(3) 保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合の基準については、当該一般型乳児等通園支援事業所の構造設備の全てについて、最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。

(4) 便所は、利用乳幼児の年齢構成及び定員に合った面積及び設備を有すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準の取扱いについては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日付け雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に準ずること。なお、保育室等を4階

以上に設置する場合にあつては、「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」(同通知別添)の内容に留意した施設整備を行うこと。

8 一般型乳児等通園支援事業所の職員配置基準(条例第25条関係)

- (1) 乳児等通園支援従事者の数は、次に掲げる数(その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)の合計数(その合計数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た数)以上とする。ただし、当該数が2に満たないときは、2以上とする。

ア 乳児の数を3で除して得た数

イ 満1歳以上満3歳に満たない幼児の数を6で除して得た数

- (2) 乳児等通園支援事業を提供する時間中における乳児等通園支援従事者の総数は、現に登園している利用乳幼児について、前号の規定により算定した乳児等通園支援従事者の数以上とすること。

9 その他

法第34条の15第5項の規定により、区長は、乳児等通園支援事業の認可の申請があつた場合であつて、区における特定乳児等通園支援事業に係る利用定員の総数が、子ども・子育て支援事業支援計画において定める特定乳児等通園支援事業者に係る必要利用定員総数に既に達しているとき、又は当該申請に係る乳児等通園支援事業の開始によってこれを超えることになることを認めるときは、当該認可をしないことができること。